産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

申請書様式及び添付書類を見直し、簡素化を図る。

2 改正内容

- (1) 申請書様式及び添付書類について、次のとおり見直しました。
 - ア 様式の名称及び体裁について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46年厚生省令第 35 号)様式第 6 号の 2 に準拠する改正を行いました。
 - (例) 「別紙1-1」→「様式第6号の2 (第1面)」
 - イ 法人の定款及び寄付行為の原本証明を不要としました。
 - ウ 法人の直前の事業年度の法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しの添付を不要としました。
 - エ 駐車場について、所有権を有せず使用権原のみ有する場合には、不動産登記事項 証明書の添付を不要としました。(賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し の写しは引き続き必要です。)
 - オ 「今後5年間の収支計画」の記載項目を一部削除しました。
- (2) 更新許可申請について、許可期限の4ヶ月前(従前は3ヶ月前)から受け付けることとしました。
- (3) その他所要の改正を行いました。

3 適用期日

令和2(2020)年4月1日から適用します。